

大和高田市立学校施設使用の手引き

令和8年8月改訂版

大和高田市教育委員会

はじめに

大和高田市教育委員会では、「大和高田市立学校施設使用条例」等を定め、社会教育およびその他公共のための活動を行う者に対して、大和高田市立学校（以下、「学校」という。）の施設使用を学校教育活動に支障のない範囲で、許可しています。

令和８年度からは、総合体育館の機能分散や部活動地域展開による社会情勢の変化、利用ニーズの変化等を踏まえ、優先利用の考え方を導入するとともに、学校施設予約システム・スマートロックシステムを活用した運用を開始します。

使用者はこの手引きに記載の内容を遵守していただき、正しい手続きのもと、学校施設の使用を行ってください。手引きに記載の事項を遵守されない場合は、学校施設の使用を制限する場合がありますのでご了承ください。

令和８年８月

大和高田市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 学校施設予約システム及びスマートロックについて	3
2. 学校施設の優先利用	3
3. 使用許可の対象となる施設	4
4. 施設の使用許可の対象となる活動	6
5. 使用料及び施設使用可能時間等	7
(1) 使用料	7
(2) 納入方法	7
(3) 優先利用時間	7
(4) 使用料の不還付	8
6. 利用の流れについて	8
(1) 申請期日	10
(2) 使用許可の取下げ	10
7. 使用上の注意事項	10
8. 警報発令時の対応	12
9. その他	12
(1) 使用权の譲渡の禁止	12
(2) 損害賠償	12

1 学校施設予約システム及びスマートロックについて

学校施設予約システム（以下、「予約システム」という。）は、令和8年9月から運用を開始するサービスで、パソコンやスマートフォンを使って市内学校施設の空き状況を確認したり、利用予約を行ったりすることができる便利なオンラインシステムです。これにより、従来必要だった紙による申請手続きが不要となり、自宅や外出先からでも簡単に申込ができるようになります。

さらに、令和8年10月からは、スマートロックを導入します。これは、施設の開錠を暗証番号により行うシステムで、物理的な鍵の受け渡しが必要になるため、利用者にとってより手軽で安心・安全な方法となっています。予約システムとスマートロックは連携しており、利用者による予約後、管理者による承認が完了すると、登録されたメールアドレスに予約毎に異なる暗証番号が自動で送信されます。この暗証番号は予約時間の15分前から、終了後15分まで有効で、その時間帯に施設を利用することができます。予約から施設利用まですべてオンライン上で完結するこの仕組みは利用者の利便性・効率性を目的としています。

2 学校施設の優先利用

学校施設は、本来、学校教育活動のために設置された施設であり、学校教育活動が最優先されます。この趣旨に基づき、学校教育活動に支障が生じる場合には、使用の中止または日程の変更をお願いすることがあります。

また、現在、本市では、総合体育館の機能分散や部活動地域展開が順次進められています。これら社会情勢の変化に伴い、学校施設における利用ニーズや地域の実情も大きく変容しております。これらを踏まえ、学校施設をこれまで以上に多くの皆さまにご利用いただけるよう、地域の実情に合わせて、施設貸出の運用を見直すこととなりました。

た。今後は、学校教育活動を最優先としつつ、地域のスポーツ振興や市民の皆様の健康増進、部活動地域展開等の重要性に鑑み、優先利用を適宜調整してまいります。

なお、学校施設利用における優先順位は次のとおりとします。

- (1) 公共事業のために市または教育委員会が使用するとき
- (2) 地域クラブ活動を実施するために認定地域クラブ団体等が使用するとき
- (3) 市または教育委員会の委託事業等を実施するために団体等が使用するとき
- (4) 地域クラブ活動に参加する生徒が競技力や表現力を継続的に高められる機会を提供するために認定地域クラブ団体等が使用するとき
- (5) 社会教育及びその他公共のために社会教育団体等が使用するとき

(特例)

- (1) 緊急の修繕や改修等の工事を実施するとき
- (2) 選挙の執行に伴い、投票所等として使用するとき
- (3) 災害の発生またはそのおそれがあり、避難所等として使用するとき

これら特例の場合は、施設の安全確保及び公共的利用を最優先とし、すでに許可された利用であっても、使用の中止または日程の変更をお願いすることがあります。

3 使用許可の対象となる施設

使用許可の対象となる施設は、以下のとおりです。

	学校名	住所	施設
1	片塩小学校	旭北町2番1号	運動場 体育館
2	高田小学校	大中東町5番15号	運動場 体育館

3	土庫小学校	土庫3丁目2番61号	運動場 体育館
4	浮孔小学校	中三倉堂2丁目5番43号	運動場 体育館
5	磐園小学校	有井1番地	運動場 体育館
6	陵西小学校	池田3番地	運動場 体育館
7	菅原小学校	根成柿436番地	運動場 体育館
8	浮孔西小学校	曾大根1丁目5番1号	運動場 体育館
9	高田中学校	大中東町5番48号	運動場 体育館 格技場
10	片塩中学校	中三倉堂2丁目9番28号	運動場 体育館 格技場
11	高田西中学校	池田330番地	運動場 体育館 格技場

4 施設の使用許可の対象となる活動

施設の使用許可の対象となる活動は、次に掲げるものとする。

- (1) P T A、後援会等の学校関係団体が学校教育のためにする活動
- (2) 自治会等の地域活動団体が地域住民の福祉の向上のためにする活動
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条の社会教育関係団体（当該団体に属する団体を含む。）が社会教育に関する事業として行う活動
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人（当該法人に属する団体を含む。）が同条第4号の公益目的事業として行う活動
- (5) その他前各号に掲げる活動に準ずるものとして教育委員会が使用することを適当と認めた活動

これらの条件に該当する活動であっても、次のいずれかに該当するときは、使用を許可することはできません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 教育上及び管理上支障があると認めるとき。
- (5) 特定の宗教及び宗教活動のための使用と認めるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

5 使用料及び施設使用可能時間等

使用料及び施設の使用可能時間は以下のとおりです。

(1) 使用料

施設	時間帯	使用料
体育館 格技場	自午前8時 至午後4時	2,000円
	自午後4時 至午後10時	3,000円
	自午前8時 至午後10時	5,000円
運動場	自午前8時 至午後10時	1,000円

ただし、使用者が本市に住所を有する者であるとき、又は使用者が団体の場合であって当該団体を通じて施設を利用する予定がある者の過半数が本市に住所を有する者であるときは、使用料は徴収しません。

(2) 納入方法

学校教育課窓口において、使用料を納付いただきます。予約システムを通じて、使用料を納付いただくことはできません。

(3) 優先利用時間

令和8年4月より中学校の部活動が地域展開されたことに伴い、中学校施設の利用における平日の17時～19時、休日の9時～19時は地域クラブの優先活動時間とします。なお、地域クラブの平日の活動時間が19時までとなっていることから、その後に利用される団体等による施設利用は19時10分以降とします。

（４）使用料の不還付

既納の使用料は、還付しません。ただし、不可抗力により使用できないとき又は使用の前日までに使用許可の取消しを申し出た場合であって、その申出に相当の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することがあります。

６ 利用の流れについて

学校施設の利用の流れについては、登録→申請→利用→報告が基本となります。予約方法は予約システムまたは学校施設使用（変更）申請書（以下、「使用申請書」という。）等の紙の書類による提出の２つの方法がありますが、原則、予約システムから申請を行ってください。また、施設を使用しようとする者は、以下の申請手続きが必要となります。なお、申請者（団体にあっては、その代表者）は、１８歳以上の者に限ります。
※ただし、インターネット環境を有しない場合、その他の事情により予約システムの利用が困難な場合は、従来どおり書面による申請も受け付けます。

作業	予約システムの場合	申請書の提出の場合
①登録	予約システムへアクセスし、団体登録を行う。	大和高田市立学校施設使用登録（変更）申請書、学校施設使用者名簿、誓約書に記入し、学校教育課窓口へ提出する。
②申請	発行された ID/パスワードで予約システムへログインし、利用したい施設の空き状況を確認し、予約申請する。	予約システムで空き状況の確認を行う。 学校教育課窓口で使用申請書を記入し、提出する。

	申請後、学校教育課において、承認作業を行い、承認後、予約完了となる。	
③利用	施設の利用当日、予約システムに登録したメールアドレスに届いた暗証番号をキーボックスへ入力し、開錠してください。 利用後、施設を施錠し、キーボックスへ鍵を格納してください。	学校教育課窓口で施設の鍵をお渡しします。 施設の利用当日、貸与された鍵を使用し、開錠してください。 利用後、施設を施錠し、団体で鍵を保管してください。
④報告	利用後、予約システムから3か月・1か月・利用日など柔軟に報告いただくことが可能です。 <u>使用の許可を受けた期間の最終使用日の属する月の翌月 10 日までに報告をお願いします。</u> (例) 10 月～12 月までの利用の場合 1 月 10 日が報告期限	学校教育課窓口で学校施設使用実績報告書を提出してください。

(留意点)

※学校教育活動（行事・部活動等）の予定がない等、学校の管理運営上支障がなく、学校施設を使用することができる日時において、貸出します。なお、学校教育活動（行事・部活動等）・公共行事等が最優先となります。また、お盆・年末年始等の期間の使用はできません。

※使用の許可を決定した後、学校教育活動（行事・部活動等）等の都合により、予定通り使用できなくなる場合があります。

※受付及び使用許可は、先着順とし、教育委員会が決定します。

※申請が同時のときは、使用責任者同士で協議し、調整してください。

(1) 申請期日

使用（変更）申請書は、使用申請が可能となる日から使用開始日の2日前までに学校教育課に提出してください。

使用する日の属する月	使用申請が可能となる日
4月、5月、6月	3月1日
7月、8月、9月	6月1日
10月、11月、12月	9月1日
1月、2月、3月	12月1日

※1日が土・日・祝の場合は、その直後の平日が使用申請が可能となる日になります。

(2) 使用許可の取下げ

施設の使用許可を取り下げようとするときは、予約システムから速やかに予約取消を行ってください。

7 使用上の注意事項

- ① 使用責任者は、学校から提示を求められた場合には施設の予約完了通知の画面を提示してください。
- ② 許可された目的以外での使用はしないでください。
- ③ 許可された施設の使用時間を厳守してください。使用時間には活動中の時間だけでなく、準備、原状回復等の時間も含まれます。
- ④ 学校敷地内での飲食（活動中の飲食は除く。）・喫煙・火気の使用は禁止です。

- ⑤ 原則として、活動に必要な備品や道具等は使用者において、ご用意ください。備品の貸出しを希望される場合、予約時に申請いただき、許可された備品に限り、使用いただくことができます。
- ⑥ 学校で使用者の私物をお預かりすることはできません。活動時に持ち込み、終了時に持ち帰ることを徹底してください。校庭内に建築物（物置・倉庫等）を設置することもできません。
- ⑦ 使用後は、必ず施設・設備等の原状回復（施設の窓及び出入口の施錠、消灯、清掃、グラウンド整備等を含む）を行い、ごみは必ずお持ち帰りください。また、原状回復については、必ず複数人で最終確認を行ってください。
- ⑧ 解錠及び施錠を含む鍵の管理、使用備品の管理、その他学校の施設、設備等の管理は必ず使用責任者を中心とした大人の方が行ってください。また、最後に学校を退出される使用者においては、校門等の施錠も行い、退出してください。
- ⑨ 児童・生徒の行き帰りの安全確保について、十分にご配慮ください。
- ⑩ 学校又は学校周辺で騒音を立てる、大きな声で騒ぐ、学校付近の道路に駐停車する等、近隣住民の迷惑になる行為はお控えください。
- ⑪ 施設使用に際して、施設・設備・備品に破損・損壊・紛失があった場合は、早急に教育委員会へ報告してください。

※状況により、その損害を賠償していただきます。
- ⑫ 施設を使用していない児童・生徒等にも注意を払って活動してください。
- ⑬ 施設使用中の怪我や事故等に対し、学校及び教育委員会は一切責任を負えません。必要に応じて各自で保険に加入してください。
- ⑭ その他、学校や教育委員会からの指示には必ず従ってください。従わない場合、施設使用を許可することができませんので、ご了承ください。

8 警報発令時の対応

大和高田市に特別警報（※１）、警報（※２）が発表された時点で施設の貸出は中止となります。施設を使用中の場合は活動を速やかに止めて後片付けをしてください。ただし、すぐに学校を出ることが危険な場合等は、現地の状況に応じて、施設での一時的な待機が可能です。また、警報が解除された場合は使用が可能ですが、学校の状況、安全性確保、避難所確保等の観点から使用できない場合がありますので、ご了承ください。教育委員会および学校からは施設使用の可否について連絡はいたしませんので、警報の発令・解除に関しては、気象庁等が発表する情報等を各自でご確認ください。

（※１）地震、暴風、大雨、大雪、暴風雪

（※２）暴風、暴風雪、大雨警報、洪水警報

9 その他

（１）使用权の譲渡の禁止

使用の許可に係る権利を他人に譲渡し、貸し付ける等の行為は禁止します。

（２）損害賠償

使用により施設及び備品を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければなりません。ただし、損害が天災又は避けることのできない事故の発生その他やむを得ない事由により生じたものであると認められるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除する場合があります。